

外国人被用者と年金保険



(西ドイツ)

連邦労働公報 1971年7・8月号に、現在200万人を越える外国人被用者の就業にともなう種々の問題を取上げた論文が掲載され、そこでドイツ語教育、職業訓練、住宅・宿舍、児童の学校教育等あらゆる種類の生活援助について論じられているが、このことはきわめて現実的かつ重要な問題である。ここではとくに外国人被用者に対する公的年金保険の給付について考察してみたい。

保険加入義務

外国人被用者は、西ドイツにおける他の被用者と同様に、社会保険の法律規定の適用を受ける。すなわち、外国人被用者は保険加入義務がある。この保険加入強制によって、保

険料算定報酬限度額（1971年＝月額1,900マルク）までの報酬について17%の保険料（労使折半負担）が徴収される。

国内滞在の場合の給付

西ドイツ国内に滞在している外国人被用者は、他の被保険者と同様に、公的年金保険の給付に対する請求権を有する。

労災の場合には待機期間なしに障害年金を受けられることができるが、その他の労働能力減少に基づく年金および遺族年金に対する待機期間は5年以上である。老齢年金は、被保険者期間が15年以上の者が65歳に達したときに支給される。また、年金受給者に対しては、本人の負担なしに年金受給者疾病保険による

保護が行われる。

国外に滞在する場合の給付

西ドイツ以外の国に滞在する外国人被用者は、給付の請求権について二重の制限を受ける。すなわち、第一は年金保険法の適用外のところに滞在する場合の請求権についての基本的制限で、第二は請求権が外国によって支配されているという制限である。給付は、常時滞在している場合に支給されるが、リハビリテーション給付は行われぬ。また、年金受給者疾病保険は、国内においてのみ適用される。

条約の効果

海外滞在の場合における退職規定によって定められた目的にしたがって、西ドイツは、ほとんどの欧米諸国と社会保険法律規定を調整している。すなわち、西ドイツは、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルクおよびオランダとの間に、社会保険条約および欧州経済共同体法によって移住労働者の社会保障について取り決めをしている。また、デ

ンマーク、ギリシア、イギリス、ノルウェー、ユーゴスラビア、オーストリア、ポルトガル、スペイン、トルコおよびスイスとの間にも社会保険条約が締結されている。

外国人被用者は、超国家的な法律および国家間協定に定められた年金保険の分野における規定によって、西ドイツ人と権利・義務の点で同等に置かれている。

抛出義務

現在西ドイツで働いている外国人被用者のうち約37万人は、国家間協定等による規定がない国の出身者である。これらの被用者は、通常、西ドイツで働いている期間、実際に年金保険の保険料を支払うが、のちに自国に帰った際、この抛出に基づく年金支払請求権を有することはできない。

このような、抛出に対して年金が保障されていない外国人被用者に対する抛出義務は、年金保険の将来に問題を投げかける。この問題の1つの解決方法は、任意保険と保険料償還に関する新しい規定を設けることである。また、もう1つの解決方法として、外国人被

用者が自国へ帰った場合、西ドイツの年金保険に支払われた保険料相当額を、その国の年金保険へ引き渡すことが考えられる。

収入と支出

しかし、将来の可能な解決方法としての保険料償還および保険料引渡し、そしてまた外国人被用者への年金支払いは、財政状態も考慮されなければならない。

西ドイツにいる約200万人の外国人被用者の平均労働報酬月額が600マルクで、現行の保険料率17%を乗じると、月約2億マルク、年間約24億マルクの保険料収入が年金保険に入ることになる。

現在のところ、外国人被用者の年齢構成が若いので、内国被保険者よりもはるかに年金受給者となる割合が小さく、外国人被用者の就業によって、内国被保険者の年金給付も一部まかなわれているような状況である。しかし、将来、外国人被用者と外国人年金受給者の数が同じになれば、著しい支出超過となりまた外国人被用者の数が減少すれば、内国被保険者が外国人被用者に対する年金給付のか

なりの部分をまかなわなければならないであろう。

むすび

以上のように、外国人被用者の就業から生じる年金保険の分野における諸問題として、大きく2つの問題があるが、これらはいずれもできるだけ近い将来に解決されなければならないものである。第一の問題である西ドイツ外に常時滞在している場合における取扱いについては、保険料償還などの方法を講ずべきである。また、第二の問題である保険料収入と保険給付(年金給付)の均衡の問題であるが、将来における財源不足は内国被保険者の保険料によってまかなわざるをえない。

Karl Ludwig, *Der ausländische Arbeitnehmer und seine Rentenversicherung-Zukunftsprobleme?*, *Sozialreform*, Dezember 1971, S. 705—714.

(石本忠義 健保連)